

治山事業（植付作業）請負契約書（案）

- 1 事業名 治山事業（植付作業）請負
- 2 履行場所 鹿児島県熊毛郡南種子町
西濱山国有林 1 1 3 1 の林小班
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 植付作業 0.77ha
別紙作業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和 年 月 日から（契約締結の翌日から）
令和 9 年 2 月 26 日まで
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	部分払	（作業期間中○回以内とする）	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
広葉樹ポット苗	ポット苗 (10.5cm)	1,946 本	西之表森林事務所	令和 年 月 日
育林コンポスト	40L (20kg)	973 袋		
ウッドエース	15kg	36 袋		
め竹	150cm (10 束)	200 セット		

9 特約事項

- (1) 特約条件については別紙のとおりとする。
- (2) 契約後に林野火災防止誓約書を提出すること。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 屋久島森林管理署長 野邊 忠司と請負者 ○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 1 6 6 - 5	
		分任支出負担行為担当官	
		屋久島森林官理署長	野邊 忠司 印

請負者	住 所	○○県○○市○○○○	
		○○○○○○○○	
		○○○○○○○○	○○ ○○ 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○
○○林業株式会社
住 所 ○○町○○
代表取締役 ○○ ○○

作業内訳書

[illegible]

支給材料内訳書

林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料			備考
				品目	品質規格	数量	
1131の	植付	普通方形植	0.77ha	トベラ (ポット苗)	ポット苗 苗長30cm～70cm、ポット径10.5cm	418本	使用材料 については各品目 の品質規格同等品 及びその 規格品以上とする。
〃	〃	〃		シャリンバイ (ポット苗)	ポット苗 苗長50cm、ポット径10.5cm	388本	
〃	〃	〃		タブノキ (ポット苗)	ポット苗 苗長50cm内外、ポット径10.5cm	368本	
〃	〃	〃		ヒメユズリハ (ポット苗)	ポット苗 苗長1.0m内外、ポット径10.5cm	366本	
〃	〃	〃		アキグミ (ポット苗)	ポット苗 苗長50cm、ポット径10.5cm	406本	
	合計		0.77ha			1,946本	
1131の	植付	客土	0.77ha	育林コンポスト	1袋 40L入り 重量 20kg	973袋	
〃	〃	施肥		ウッドエース	1袋 約840粒入り 重量 15kg	36袋	
〃	〃	支柱立て		め竹	長さ 150cm(10束)	200セット	
	合計		0.77ha				

ポット苗木植付作業仕様書

1. 苗木の支給

本事業において使用する苗木は官給品とし、請負者は発注者が指定する樹種・規格のものを受け取り、植付作業を行うこと。

2. 苗木の検収

- （１） 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木について、苗木の輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２） 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収すること。

3. 苗木の管理

- （１） 請負者は、発注者の指定する樹種・規格の苗木を受領後、できるだけ植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない場所に保管すること。
- （２） 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、外周を土、落葉等で覆っておくこと。また、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講じること。

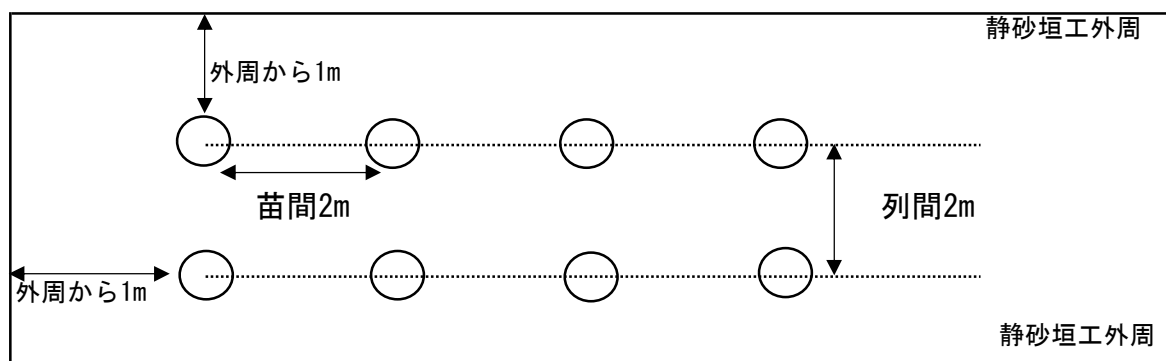
4. 苗木の植付要領

- （１） 苗木は、ポットから取り出した形のままで植付けること。
- （２） 植付箇所の起点は静砂垣工外周からそれぞれ1mの間隔を取った地点とし、そこから縦横2m間隔の地点に苗木を植付けること。また、植付箇所は静砂垣工外周から1mの隔離を必ず取ること。
- （３） 植付地点を中心に地被物を取り除き、縦20cm×横20cm×深さ50cmの植穴（容積：20L）を掘削すること。
- （４） 掘削した箇所へ、育林コンポストを20L分投入すること。なお、育林コンポストは1袋の容量が40Lなので、1袋で2穴分使用すること。
- （５） 客土した箇所の中心部にポット苗を空隙がないように植付けること。この際、ウッドエース15粒を施肥すること。
- （６） 植付後、ポット苗を潰さないように植穴の外周から内側にかけて体重を少しかけるように踏み固めること。
- （７） 植付けした苗木の近辺に、め竹支柱1.5mを立てること。なお、地上部分は1mとし、残りの50cmを地下へ埋設させること。

5. 植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	植付本数	苗木の植付間隔 （水平距離）m		適用林小班等
		苗間	列間	
トベラ	418	2m	2m	1131の
シャリンバイ	388	2m	2m	1131の
タブノキ	368	2m	2m	1131の
ヒメユズリハ	366	2m	2m	1131の
アキグミ	406	2m	2m	1131の

(平面図)



6. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植えすることは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、ダンボール等の箱に入れて持ち運び、苗木が乾燥、又は損傷しないように充分注意すること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は可能な限り取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植付間隔について、苗間及び列間を2m取った場合に静砂垣工外周からの隔離1mを確保できない場合は、適宜間隔をずらして調整すること。

7. 不良苗木の取扱

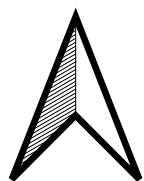
作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告すること。

8. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

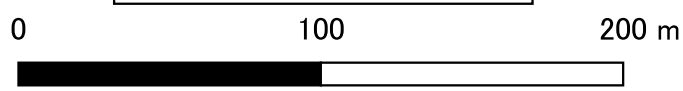
西濱山国有林1131の林小班 植付実施位置図(静砂垣内)

1:2,500



凡例

- 林班区画
- 植付実施区域



別紙

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除) 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約) 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除) 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負

人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。